

愛知県公立大学法人の所管する大学へ寄附をされた方へ
～個人住民税の寄附金控除の対象が拡充されました～

平成 20 年度の地方税法改正に伴う愛知県県税条例の改正（平成 20 年 12 月）により、愛知県の個人住民税の寄附金控除の制度が拡充されました。これにより、本法人へご寄附していただいた方（県内在住者）につきましても、個人住民税の寄附金控除の適用（平成 20 年 1 月 1 日以降の寄附金から適用になります）の対象となりました。

詳しくは、次ページ「寄附をされた方へ」をご覧ください。

◎お問い合わせ先

愛知県公立大学法人 法人本部総務課庶務グループ

電話 0561-64-1111

寄附をされた方へ

**個人住民税の寄附金控除の対象が拡充されました
(条例により指定した寄附金)**

寄附金控除の対象は？

従来から個人住民税（個人都道府県民税・個人市町村民税）の寄附金控除の対象となっていた、「都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部 に対する寄附金」に加え、**新たに、「所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県・市町村が条例により指定した寄附金」が対象になりました。**

愛知県が条例により指定した寄附金は？

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち次のものが、**愛知県の個人県民税の寄附金控除の適用の対象となる寄附金として指定されました。**
(平成 20 年 1 月 1 日以降の寄附金から適用になります)

区 分	条 件
指定寄附金(国立大学法人、公立大学法人への寄附金など)	愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金に限る。
独立行政法人への寄附金	
一定の地方独立行政法人への寄附金	
自動車安全運転センター等への寄附金	
公益社団法人又は公益財団法人への寄附金 現在、特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人への寄附金は、経過措置により、認定期間中は寄附金控除の対象となります。	
私立学校法第 3 条に規定する学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人への寄附金(学校の入学に関して支出した寄附金を除く)	
社会福祉法人への寄附金	
更生保護法人への寄附金	
認定 N P O 法人への寄附金	
認定特定公益信託の信託財産とするための支出	

寄附金控除の内容は？

対象となる寄附金（総所得金額等の30%を限度）のうち、

5,000円を超える部分×税率4%

が寄附をした翌年の個人県民税から控除されます。

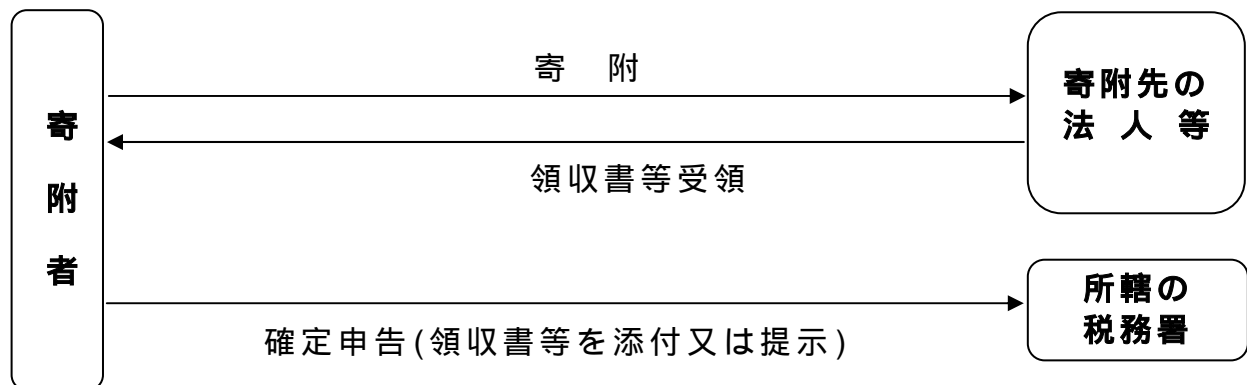
住所地の市町村が条例により指定した寄附金の場合は、同様に6%を乗じた額が寄附をした翌年の個人市町村税から控除されます。

寄附金控除の手続きは？

愛知県が条例により指定した法人等に対して、1月1日から12月31日までに寄附金を支出された方で、翌年の1月1日現在、愛知県内に住所を有する方が、寄附金控除の適用を受けるためには、翌年3月15日までに、**所轄の税務署に所得税の確定申告を行う必要があります。**

このとき、寄附を行った際に受け取った領収書等を申告書に添付又は提示することが必要ですので、ご注意ください。

なお、確定申告をしない場合、所得税及び個人住民税の寄附金控除は受けられないこととなりますので、ご注意ください。



(注1) 所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書等の添付を省略することができます(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)

(注2) 給与所得者など所得税の確定申告が不要の方が、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、住所地の市区町村に住民税の申告を行うことも可能です。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

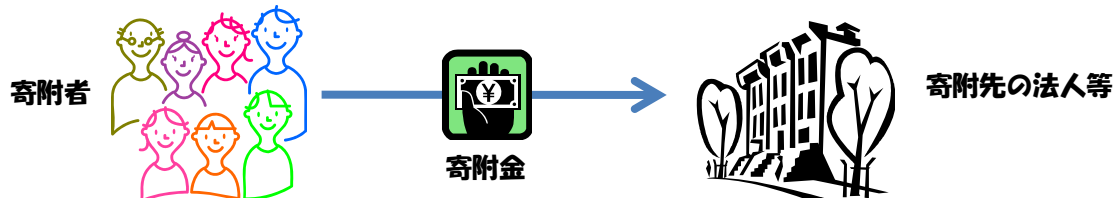
総務部税務課 電話 052-954-6049

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

住所地の市町村が条例により指定した寄附金の内容については、各市町村住民税担当課にお問い合わせください。

都道府県・市区町村が条例指定した寄附金を支出した方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 寄附先に選んだ団体に対し、寄附



- 寄附しようとする団体が住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されていない場合は住民税の控除は受けられません。

※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。

- どの寄附金が指定されているか等については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 寄附の方法については、あらかじめ、その団体に問い合わせるなどして、よくご確認してください。

② 寄附先から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 寄附金控除に関する申告

- 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。

(注)所得税の申告の方法や様式については、[「国税庁のホームページ」](#)などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注)所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
 - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
 - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。
- IIについては、寄附金から5千円を差し引いた額について、都道府県指定の寄附金は4%、市区町村指定の寄附金は6%が税額控除されます。(都道府県と市区町村どちらからも指定されている場合は10%が税額控除されます。)

詳しくは、寄附をしようとする団体等、あるいは住所地の市区町村までお問い合わせください。